

別紙3 電子化に活用するシステムについて

(1) 既存システムの活用

電子化に活用するシステムは、手続の内容等に応じて活用するシステムを選択してください。マイナポータルを優先的に利用するのは、デジタル庁発出「デジタル社会の実現に向けた重点計画」でマイナポータルサービスの充足が見込まれるためです。

優先 順位	システム名	対象業務	マイナンバー 要配慮個人情報 本人確認書類を扱う場合	左記 以外	キャッシュレス 対応
1	マイナポータル	住民情報系業務（※1）における手続のプラットフォームとして、下記の業務を取り扱う。 ①びったりサービスにおける重点手続 ②上記①以外のマイナンバー利用事務関連手続 ③マイナンバー利用事務以外の住民情報系業務手続	○	○	×
2	電子申込システム（専用領域）	住民情報系業務における手続のうち、キャッシュレス支払が必要な手続等、マイナポータルで取り扱えない手続を対象とする。	○	○	○
3	電子申込システム（一般領域）	住民情報系業務以外の業務に関する手続を取り扱う。	×	○	○

※1 住民情報系ネットワークに接続している業務システムにおける管理情報に関連する業務。個人番号、要配慮個人情報や本人確認書類を取り扱う端末（SJ 領域）

(2) 専用システムの導入に係る留意事項

- ア マイナンバー利用事務関連手続きを取り扱う（マイナンバーの入力を求める）場合は、マイナンバーカード認証の対応を必須とします。
- イ (1) に示す手続（ぴったりサービス関連手続）において、マイナンバーカード非所持者を対象とする場合は、カード所持者用フォームとの併用が必要となります。
- ウ 住民情報系ネットワークに直接接続できるシステムは、LGWAN-ASP に登録されたものに限りです。
- エ 住民情報系業務以外の業務は、専用システムの導入は不可とします。システムを活用する場合は、必ず電子申込システムを選択してください。また、専用システムの導入の必要がある場合は、必ずデジタル政策室と協議を行った上で、その要否を含めて取り扱ってください。